

マイナ保険証利用促進のための取組・支援策について

令和6年2月

本動画の内容

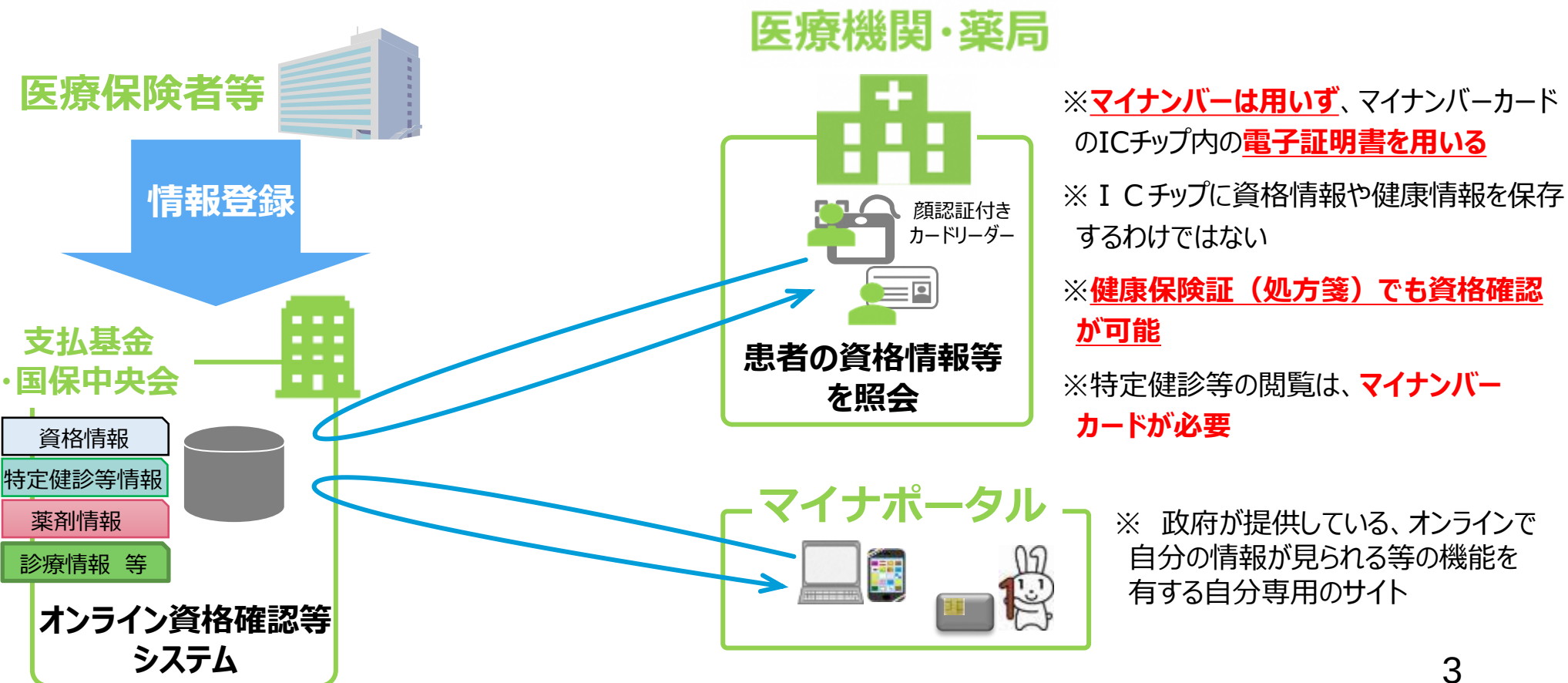
1. オンライン資格確認・マイナ保険証の利用状況等
2. マイナ保険証利用促進に係る施策
 - 2-1. 令和6年度診療報酬改定におけるマイナ保険証利用等に関する診療報酬上の評価
 - 2-2. マイナ保険証利用促進に取り組む医療機関・薬局への支援金
3. マイナ保険証の利用促進のための取組
4. マイナ保険証の利用促進に係る環境整備の支援
 - 4-1. 医療機関・薬局における顔認証付きカードリーダー増設の支援
 - 4-2. 診察券・医療費助成の受給者証のマイナンバーカードへの一体化に取り組む医療機関・薬局への支援
5. マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応
6. 発熱外来や入院時などにおける居宅同意取得型のオンライン資格確認の活用
7. これまでに配信した動画等のご案内

1. オンライン資格確認・マイナ保険証の利用状況等

ひと、くらし、みらいのために

1-1. オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）の概要

- ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**。
- ② マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境に**。（マイナポータルでの閲覧も可能）



1-1. オンライン資格確認の利用状況： 災害時における薬剤情報・診療情報・特定健診等情報の閲覧

通常時は、薬剤情報・診療情報・特定健診等情報を閲覧するには、本人がマイナンバーカードによる本人確認をした上で同意した場合に限られる。

災害時は、特別措置として、マイナンバーカードや保険証を持参しなくても、ご本人の同意の下、薬剤情報・診療情報・特定健診等情報の閲覧が可能な措置（災害時モードの適用）を実施。

- (災害時：例)
- ・薬を家に置いてきたが、薬の名前が思い出せない
 - ・家から持ってきた薬を飲みきってしまった
 - ・かかりつけ医以外のところで受診することになった



薬剤情報等の閲覧により、
よりよい医療を提供できる

令和6年度能登半島地震における災害時モードの情報閲覧件数
石川県・富山県を中心に**約25,800件**（2月12日時点）

災害時



災害時、厚生労働省にて、災害の規模等に応じて適用範囲及び期間を決定



- ・受診時に資格確認端末で照会
- ・薬剤情報等の閲覧に当たっては、本人の同意を得る。

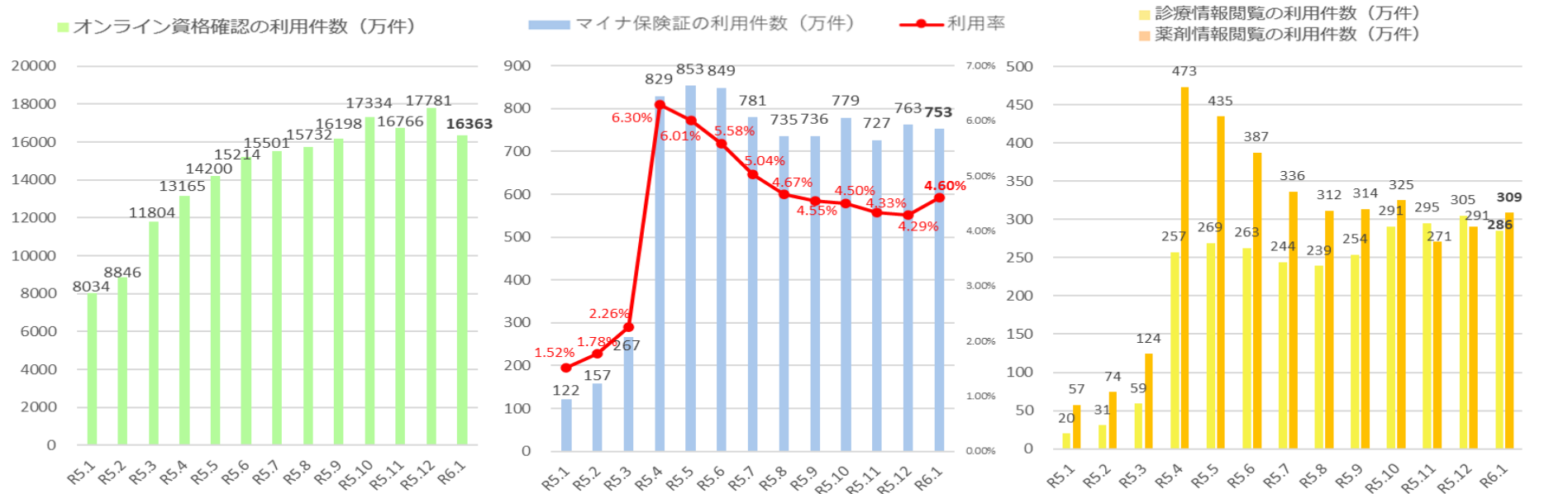
診療/薬剤情報	
氏名	厚労太郎
性別	男
年齢	50歳
処方薬	1. センシティブ錠 (2mg/1錠) 2. オルメテック錠 (10mg/1錠) 3. アムネリックス錠 (1.5g/1錠)

特定健診情報	
氏名	厚労太郎
性別	男
年齢	50歳
身長	170.08
体重	63.6
BMI	21.8
血圧	110/70
GOT (AST)	23
GPT (ALT)	22
LDH	160
中性脂肪	140
HDLコレステロール	125
LDLコレステロール	154
空腹時血糖	97
HbA1c	5.1
糖化血红蛋白	120
血清クレアチニン	0.97
RF 定価	3.8未満

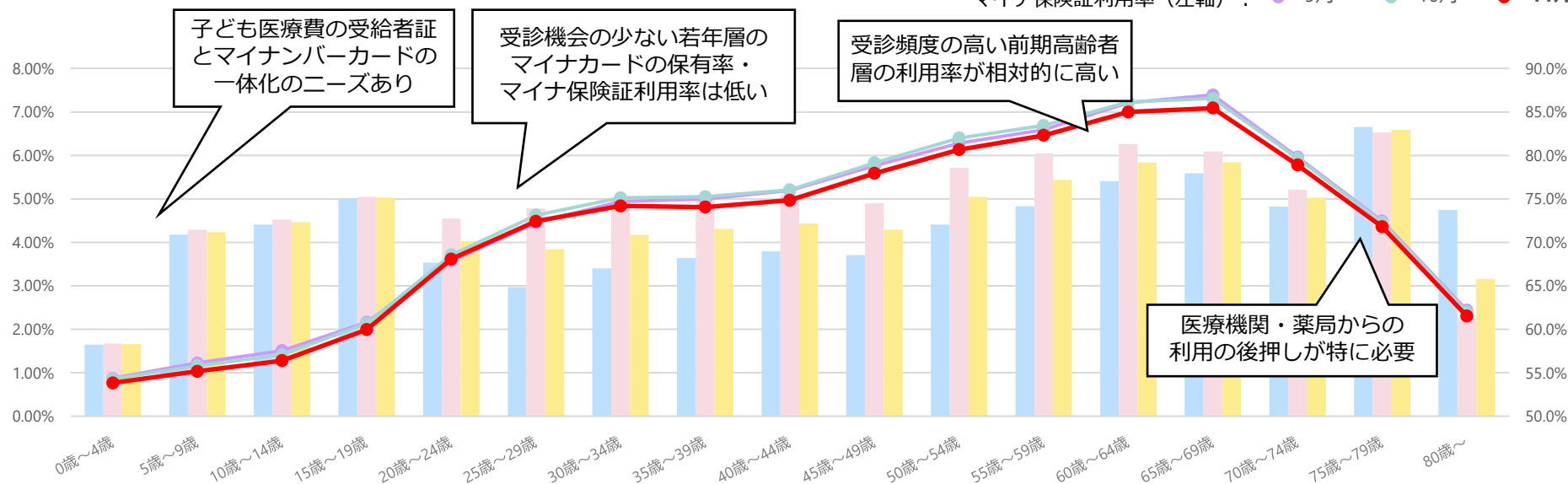
通常時と同様の画面が閲覧可能

1-2. マイナ保険証の利用状況①（利用推移、年代別の利用率等）

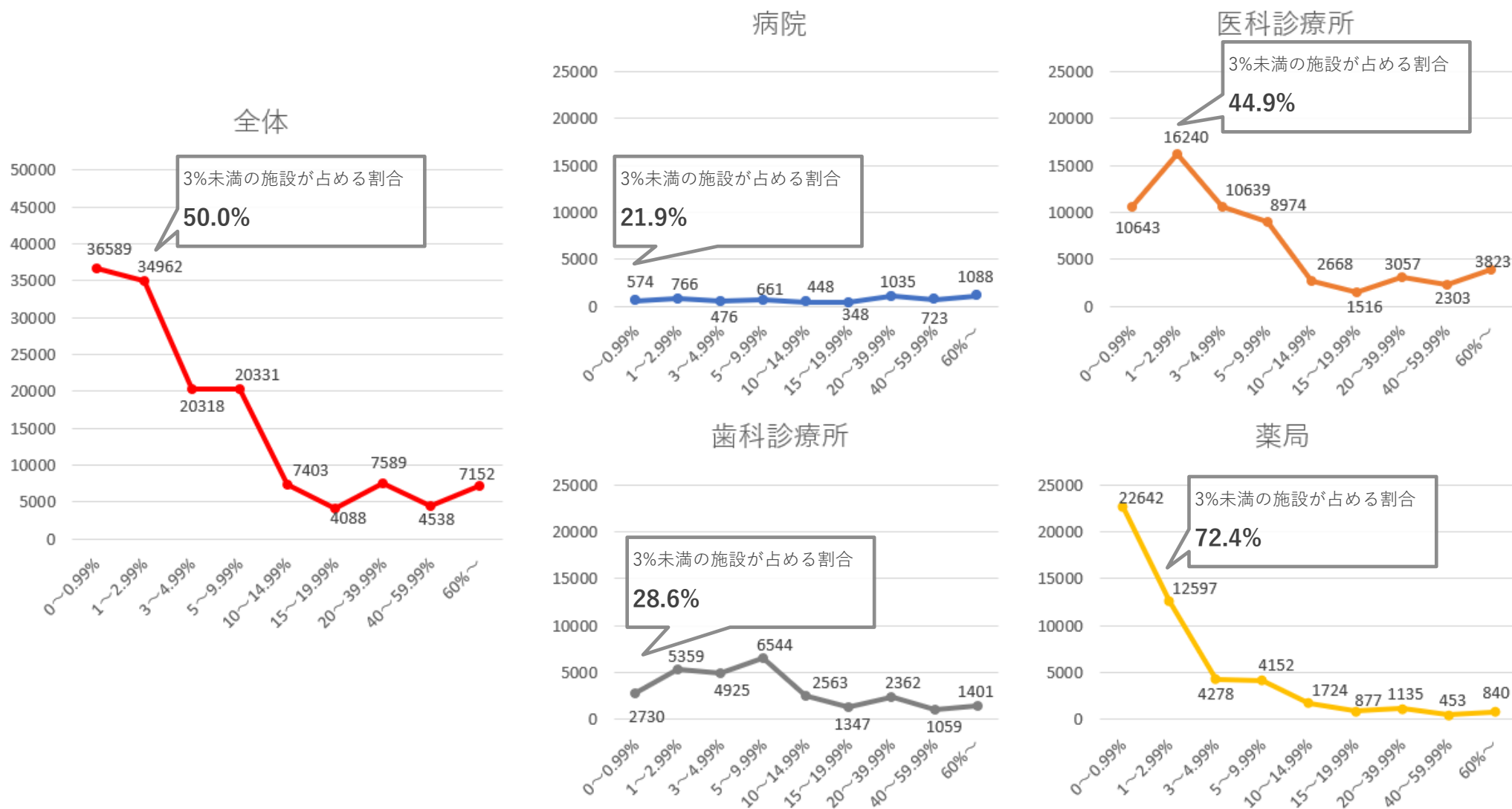
※利用率＝マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数



マイナカード保有率（右軸）：男 女 全体
マイナ保険証利用率（左軸）：9月 10月 11月



1-2. マイナ保険証の利用状況②（利用率ごとの施設数割合）



※それぞれ、縦軸が施設数、横軸がマイナ保険証利用率（マイナ保険証利用率の数値は11月分実績）

※ 利用割合 = MNC利用件数 / オン資利用件数

※ オンライン資格確認利用件数50以上等の施設を対象に算出（施設数 142,970）

1-3. マイナンバーカードの携行率①

○ デジタル庁において令和5年11月～12月にWebアンケート調査を実施。

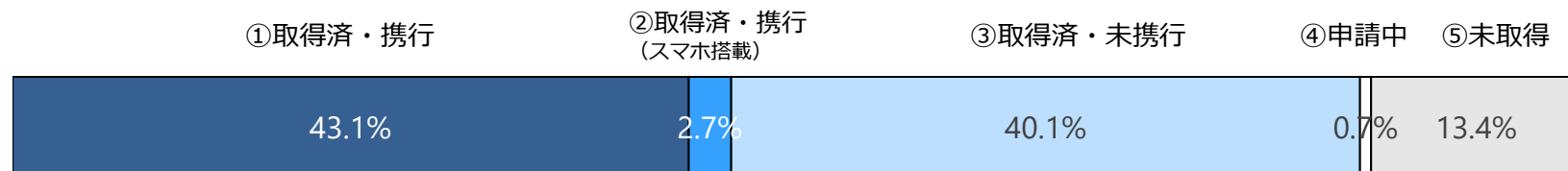
インターネットモニター20,000人（就労者・日本標準産業分類中分類99業種×原則200人以上）に対し、
マイナンバーカード取得状況等に関するアンケートを実施。（実施期間：令和5年11月28日（火）～12月25日（月））

○ マイナンバーカードの携行者は、全体の43.1%、保有者のうち50.2%であった。

マイナンバーカードの持ち歩き率に係る調査結果（%）

取得状況と持ち歩き状況の内訳は以下のとおり。

- ①「取得している。また、常に持ち歩いている。」43.1%
- ②「取得している。なお、カードは持ち歩いていないが、スマホ用電子証明書を取得しスマホを持ち歩いている。」2.7%
- ③「取得している。しかし、持ち歩いてはいない。」40.1%
- ④「取得申請中」0.7%
- ⑤「取得していない」13.4%



マイナンバーカード携行者は、全体の43.1%

保有者のうち50.2%

1-3. マイナンバーカードの携行率②

○ 厚生労働省において18歳以上のマイナンバーカード保有者を対象に令和6年2月にWebアンケート調査を実施。

✓ 調査機関：2024年2月1日～2024年2月5日 ✓ 調査対象：18才以上の男女

✓ 調査手法：オンラインアンケート調査

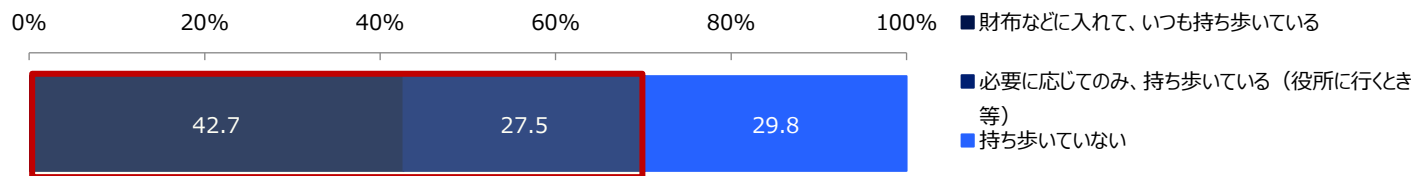
サンプル数3,000

マイナンバーカード保有者

業種排除（本人または家族が官公庁に就業または医療従事者）

◆ **約4割がマイナンバーカードを常に携行。必要に応じて持ち歩いている方も含めれば7割が携行。**

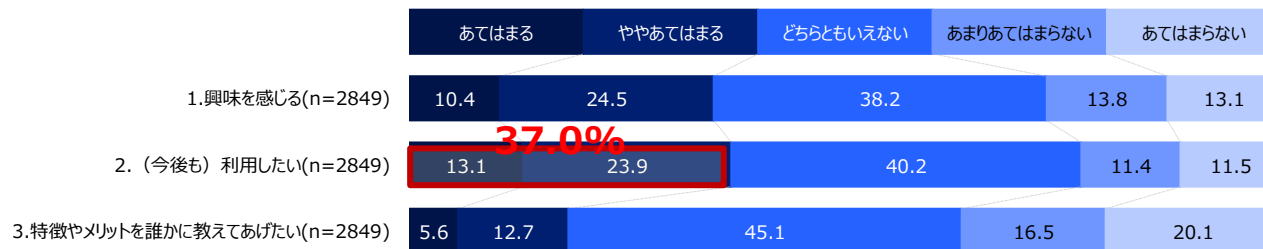
Q.あなたは、マイナンバーカードを持ち歩いていますか。あてはまるものを1つお答えください。



※調査対象がマイナンバーカード保有者であることに留意が必要

◆ **約4割弱がマイナ保険証を利用したいと考えている。**

Q.あなたは、マイナ保険証について、どのような印象や考えをお持ちですか。それぞれについて、あなたのお気持ちに近いものを1つお答えください。



マイナンバーカードを携行している人が、医療機関・薬局でマイナ保険証を利用すれば、マイナ保険証の利用率が大きく伸びる可能性

➡ 医療機関・薬局におけるお声かけ等の取組が重要。

2. マイナ保険証利用促進に係る施策

(令和6年度診療報酬改定におけるマイナ保険証利用等に関する診療報酬上の評価、
マイナ保険証利用促進に取り組む医療機関・薬局への支援金)

2-1. 令和6年度診療報酬改定におけるマイナ保険証利用等に関する診療報酬上の評価(イメージ)

- ・マイナンバーカードを常時携帯する者が約4割となっている現状を踏まえると、医療現場における利用勧奨が重要。

《現行》

《見直しイメージ》

R6.6

R6.12

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

マイナンバーカードや問診票を利用し、
「診療情報取得・活用体制の充実」を評価

<初診>

- ・マイナ保険証 利用なし 4点
- ・マイナ保険証 利用あり 2点

【医療情報取得加算】

配点を見直し、継続

<初診>

- ・マイナ保険証利用なし 3点
- ・マイナ保険証利用あり 1点

<再診>

- 2点
- 1点

※答申書付帯意見

令和6年12月2日から現行の健康保険証の発行が終了することを踏まえ、令和6年度早期より、医療情報取得加算による適切な情報に基づく診療の在り方について見直しの検討を行うとともに、医療DX推進体制整備加算について、今後のマイナンバーカードの利用実態及びその活用状況を把握し、適切な要件設定に向けた検討を行うこと。

利用率増加に応じた支援金



【医療DX推進体制整備加算】

マイナ保険証、電子処方箋などの「医療DX推進体制」を評価

<初診> 歯科6点

施設要件(例)

- ①マイナ保険証での取得情報を診療室で利用できる体制【R6.6～】
- ②マイナ保険証の利用勧奨の掲示【R6.6～】
- ③マイナ保険証利用実績が一定程度(●%)以上であること【R6.10～】
- ④電子処方箋を発行できる体制【R7.4～】
- ⑤電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制【R7.10～】

2-2. マイナ保険証利用促進に取り組む医療機関・薬局への支援金

目的

医療機関等において、カードリーダーの操作に慣れない患者への説明など、マイナ保険証の利用勧奨に取り組んでいただくことで、マイナ保険証の利用促進を図ります。

概要

マイナ保険証の利用率(初診・再診・調剤)[※1](#)が、2023(R5)年10月から5%ポイント以上増加した医療機関等を対象に、支援を実施します。

[※1は次頁参照](#)

期間

2024(R6)年1月～11月

※前半期:2024(R6)年1月～5月(5ヶ月間) / 後半期: 2024(R6)年6月～11月(6ヶ月間)

支援内容

- 前半期(又は後半期)のマイナ保険証平均利用率と、2023(R5)年10月の利用率を比較し、次頁の表の増加量に応じた支援単価を、前半期(又は後半期)のマイナ保険証総利用件数に乗じた額が支援金として交付[※2](#)されます。

[※2は次頁参照](#)

2-2. マイナ保険証利用促進に取り組む医療機関・薬局への支援金

支援額

2023.10の利用率からの 増加量	前半期(2024.1～5) 支援単価	後半期(2024.6～11) 支援単価
5%pt以上	20円/件	—
10%pt以上	40円/件	40円/件
20%pt以上	60円/件	60円/件
30%pt以上	80円/件	80円/件
40%pt以上	100円/件	100円/件
50%pt以上	120円/件	120円/件

支給計算・支払い

- ※ 1:利用率の算出：10月の利用率の場合
「2023(R5)年10月のマイナ保険証利用人数(名寄せ処理後) / 2023(R5)年11月請求分
レセプト枚数(外来レセのみ)」
- ※ 2:支援金の交付にあたり医療機関等からの実績報告などは不要です。社会保険診療報酬支
払基金より年2回(前半期・後半期)交付します。また、1月より、社会保険診療報酬支払基金よ
り各医療機関等に対して、毎月のマイナ保険証の利用実績を通知しています。

2-2. マイナ保険証利用促進に取り組む医療機関・薬局への支援金(よくある質問)

Q1. 同じ患者が複数回来院・利用した場合、その回数でカウントされますか？

A. 利用率を算定する際の利用件数については、該当月のマイナ保険証利用人数(名寄せ処理後)になります。一方で、支援金を交付する際は、マイナンバーカードによるのべ利用件数に支援単価を乗じることとなります。

※ 利用率の算出：10月の利用率の場合
「2023(R5)年10月のマイナ保険証利用人数(名寄せ処理後) / 2023年(R5)11月請求分レセプト枚数(外来レセのみ)」

Q2. 2023(R5)年10月の利用率を基準とするということですが、
2023(R5)年11月に新規開設をした施設は対象外となるのでしょうか。

A. 対象になります。

2023(R5)年10月以降の新設保険医療機関等については、2023(R5)年10月の平均利用率は0%として算出します。

3. マイナ保険証の利用促進のための取組

ひと、くらし、みらいのために

3-1. マイナ保険証の利用促進のための取組

- 現行の健康保険証の発行については、令和6年12月2日より終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行。

 医療機関・薬局の皆様におかれては、以下の取組などにより、マイナ保険証への移行に向けた準備を進めていただくよう、お願いいたします。

- ① 窓口に来た患者の方々に対して、「保険証をお持ちですか。」ではなく、「マイナンバーカード(マイナ保険証)をお持ちですか。」とお声をかけていただく
- ② マイナ保険証利用促進のための患者向けリーフレットなどによる周知、健康保険証の利用申込みに関する掲示等による案内
- ③ 各医療機関等のHPの外来予約・入院手続きのページにおいて、持参するものとして「保険証」のみを案内している事例がみられるが、「マイナンバーカード」をご案内いただく
- ④ 利用率の目標設定、担当者の配置やマイナ保険証利用者のための専用レーンの設定
- ⑤ カードリーダーの操作に慣れない患者へのご説明(支援金による支援)(→2-2参照)
- ⑥ 診察券・こども医療費助成などの受給者証のマイナンバーカードへの一体化(→4-2参照)

★ 窓口対応やHPの記載の見直しの取組を進めるにあたっては、「利用促進支援策を活用いただくためのチェックリスト」(20ページ)をご活用ください！

3-2. マイナ保険証利用促進のための患者向けリーフレット

厚生労働省ホームページより、マイナ保険証利用促進のための患者向け周知広報物をダウンロードいただけます。
ぜひ施設内での周知にご活用ください。

こちらからご確認いただけます！



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > ニュース別に探す > 健康・医療 > オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局、システムベンダ向け）

オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局、システムベンダ向け）

オンライン資格確認 導入事例紹介特設サイト

システムの導入から運用までの事例を紹介します

[導入事例を見る](#)

オンライン資格確認導入の手続きは、医療機関・薬局向けポータルサイトで！
まずは、[アカウント登録から](#)

医療機関・薬局で使えるポスター・チラシはこちら
[リンクはこちら](#)

（全保険医療機関・薬局向け）マイナンバーカードの保険証利用を推進するためのオンラインセミナー

例）周知ポスター

ぜひ、一度使ってみませんか？
マイナンバーカードの保険証利用

マイナンバーカードの保険証利用には
さまざまなメリットがあります！

Point！
薬剤情報や特定健診情報等の提供に同意すると、
データに基づく適切な医療が受けられる！
さらに、医療費負担で負担した費用を元へ、
初診時等の窓口負担が低くなる！

Point！
医療費超過認定証がなくても、高額療養費の
手続きなしで高額療養費の限度額を超える
支払いが免除！

厚生労働省 日本医師会

受診の際は
マイナンバーカードを
使ってみませんか？

マイナ保険証を
使ってみませんか？

マイナンバーカードの保険証利用で
いつでもどこでもより良い医療を継続的に

Point！
服薬情報等のデータに基づいた
安心・安全で質の高い歯科医療が受けられます！

厚生労働省 日本歯科医師会

マイナ保険証
まず、1度使ってみませんか？

マイナンバーカードを
健康保険証として使ってもらって
さまざまなメリットがあります！

Point！
薬剤情報や特定健診情報等の提供に同意すると、
データを活用したより良い医療が受けられる！
さらに、マイナ保険証・お薬手帳・処方箋をセットにご活用ください！

Point！
医療費超過認定証がなくても、
手続きなしで高額療養費の限度額を超える
支払いが免除！

厚生労働省 日本薬剤師会 日本看護協会 JACS

（令和5年1月時点）
マイナ保険証をご利用ください
-本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります-
マイナ保険証を使うメリット

- 医療費を20円節約できる
紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。
マイナ保険証の顔
面に顔写真も
貼るんです！
- より良い医療を受けることができる
過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や診察の病状を把握して治療に役立てることができます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。
よく覚えてない
内容もあるから
顔写真が貼る
- 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除
高額療養費超過認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
一度に高額な負担を
しなくて済むわ

・本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。
・本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、最長3ヶ月（最長12月1日まで）、使用可能です。

マイナンバーカードをお持ちの方は、
こちらで健康保険証利用の申込みが可能です
カンタンに

1. 本人確認（顔写真）
2. 保険証登録
3. 顔写真登録
4. 顔写真登録完了

顔写真付きカードリーダーに
マイナンバーカードを置く
保険証登録画面の
確認
この画面から
お申込み
お申込み完了後、
マイナ保険証が
発行されます。

デジタル庁 総務省 厚生労働省
0120-95-0178
受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

その他...

- 顔認証付きカードリーダーの使い方
- 初回利用者向け保険証利用申込案内
- マイナ保険証利用の患者向け説明資料
- 特定健診情報・薬剤情報・診療情報のご案内
- 限度額適用認定証のご案内 など

3-2. マイナ保険証利用促進のための患者向けリーフレット

施設内での周知にあたっては、マイナンバーカードをお持ちの方であれば医療機関等で健康保険証の申し込みが可能であることについて、ぜひリーフレットの掲示をお願いいたします。

(厚労省HPでは、各メーカーのカードリーダーの実際の画面ごとのリーフレット(5種類)も用意しております。)

マイナンバーカードをお持ちの方は、
こちらで健康保険証利用の申し込みが可能です

カンタンに

本当に簡単！
マイナンバーカード
持っていて良かった！



デジタル庁

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

健康保険証利用の
申込みのお問合せ先

マイナンバー総合
フリーダイヤル
0120-95-0178
マイナンバー
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く) 平 日:9時30分～20時00分
土日祝:9時30分～17時30分

3-3. 各医療機関等のHPの記載イメージ

<Before>

ご来院時にご持参いただくもの

- ☒ 健康保険証
- ☒ 受給者証（お持ちの方のみ）
- ☒ 紹介状
- ☒ お薬手帳



<After>

ご来院時にご持参いただくもの

- ☒ マイナンバーカード（又は健康保険証）
- ☒ 受給者証（お持ちの方のみ）
- ☒ 紹介状
- ☒ お薬手帳



* 高額療養費制度の利用について、マイナンバーカードで受診される患者さんについては、「限度額認定証」は不要です。

* マイナ保険証を利用されない方は、健康保険証をご持参ください。

なお、マイナンバーカードを持っているものの健康保険証としての利用登録を行っていない場合は、当院で設置しているカードリーダーから手続きすることが可能です。（ご自身の「マイナポータル」からも手続き可能です。）

▶ マイナ保険証についてお知りになりたい方は、厚生労働省HP([マイナンバーカードの保険証利用について\(被保険者証利用について\)](https://www.mhlw.go.jp) | [厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp))をご覧ください。

【入院手続き】

■入院の手続きに必要なもの（入退院受付で提出できるようにご準備ください）

- ☐ 入院申込書・身元引受書兼診療費等支払保証書
- ☐ 診察券
- ☐ 保険証（入院中に変更等があった場合には入退院受付にお申し出ください）
- ☐ 限度額適用認定証等の医療券（お持ちの方）

- ☐ マイナンバーカード（又は保険証）
- ☐ 限度額認定証等の医療券（マイナンバーカードで受診される方は不要）（お持ちの方）

3-4. マイナ保険証の利用実績の通知・利用率の目標設定等について

利用実績の通知

- 各医療機関等のマイナ保険証の利用実績について、1月から毎月個別に通知しています。
→支援金の見込額を把握する際や利用率の目標を設定する際などに、ご活用ください。

マイナ保険証利用率の目標設定等

【公的医療機関等】

- 国所管団体が開設する公的医療機関等については、令和6年5月末、11月末のマイナ保険証の利用率の目標設定と進捗管理をお願いいたします。（目標設定済み）
 - 厚生労働省所管団体^(*)が開設する公的医療機関等においては、以下の対応をお願いいたします。
 - ① マイナ保険証利用者のための専用レーン設定と担当者による声掛け・案内の実施
 - マイナ保険証利用者のための専用レーンを設定し、担当者を当分の間配置し、マイナ保険証利用の働きかけや、カードリーダーの使用方法の案内、患者の方からの質問に対応。
 - ② 厚生労働省所管独法（NC、NHO、JCHO、JOHAS）については、令和6年度の年度計画に具体的な数値を示して、利用率に係る目標を盛り込むようお願いいたします。
- ^(*) 国立高度専門医療研究センター（NC）各病院、独立行政法人国立病院機構（NHO）、独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）、独立行政法人労働者健康安全機構（JOHAS）、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会

【その他の医療機関等】

- その他の医療機関等においても、上述の利用実績の通知をご活用いただき、利用率の自主的な目標の設定をお願いいたします。

3-5. 利用促進支援策を活用いただくためのチェックリスト

各施設の窓口・受付での対応やホームページ等のご案内の見直しについて、以下のチェックリストをご活用いただき、取組をお願いいたします。

利用促進支援策を活用いただくためのチェックリスト

（その1 窓口・受付対応編）

① 窓口での声掛け（「マイナンバーカードをお持ちですか。」） - 受付の際、これまでの「健康保険証をお持ちですか」に替えて、まず「<u>マイナンバーカード（マイナ保険証）</u>」の利用をお声かけください。 - 持参されていない方には、「ぜひ次回はマイナンバーカードをお持ちください」とお伝えください。	☐
② チラシ・ポスター等の院内配布・掲示 - マイナンバーカード（マイナ保険証）を利用いただくためには、<u>目に見えるところにポスター等が掲示されていること</u>が重要です。 - また、マイナ保険証を利用すれば、<u>医療費（20円）が節約されます</u>。院内掲示等によってご案内ください。	☐
③ 健康保険証の利用申込みに関するご案内 マイナンバーカードさえお持ちであれば、窓口のカードリーダーで健康保険証の利用申込みが可能です。院内の掲示等により、ご案内をお願いいたします。	☐
④ 担当者の配置や専用レーンの設置 - マイナンバーカード（マイナ保険証）を初めて利用される際には戸惑われる方もおられます。 - ご案内担当者を取組の最初の時期に配置することや、専用レーンの設置などによって利用増につながっている例もあり、積極的なご検討をお願いします。	☐

（その2 ホームページ等のご案内見直し編）

※ いずれの項目についても、具体的な記載例は参考資料のP3に掲載しています。ぜひご活用ください。

① 「受診の際持参するもの」に「マイナンバーカード（マイナ保険証）」も記載 医療機関のHPやリーフレットなどに、「受診の際に持ってくるもの」として、「健康保険証」のみを記載している場合、「<u>マイナンバーカード（マイナ保険証）または健康保険証</u>」に修正をお願いいたします。	☐
② マイナ保険証での受診では「限度額適用認定証」が不要であることを明記 医療機関のHPやリーフレットに、マイナ保険証で受診する場合は「<u>限度額適用認定証</u>」が不要であることを明記していただくようお願いいたします。	☐

4. マイナ保険証の利用促進に係る環境整備の支援 (顔認証付きカードリーダーの増設支援、 診察券・受給者証のマイナンバーカードへの一体化に 取り組む医療機関・薬局へのシステム改修費用支援)

4-1.医療機関・薬局における顔認証付きカードリーダー増設の支援

目的

マイナ保険証利用件数が既に高い施設において、更なる向上を図るサポートをする

概要

2024(R6)年3月までのマイナ保険証の月間利用件数が顔認証付きカードリーダー1台当たり500件以上の医療機関等を対象に、顔認証付きカードリーダー増設に要した費用を支援します。

期間

2023(R5)年11月11日以降に生じた増設に係る費用

支援内容

- 2023(R5)年10月から2024(R6)年3月までのいずれかの月のマイナ保険証の月間利用件数の総数が顔認証付きカードリーダー1台当たり500件以上の機関において、顔認証付きカードリーダーを増設した場合、増設に要した費用の一部が補助されます。
- 病院の場合、次ページに示す条件に応じ、顔認証付きカードリーダー最大3台分まで増設に要した費用の一部、病院以外の施設は、顔認証付きカードリーダー1台増設に要した費用の一部が補助されます。

4-1.医療機関・薬局における顔認証付きカードリーダー増設の支援

支援台数

利用件数 病院	500～999件	1,000～1,499件	1,500～1,999件 ※1台運用の病院 は1,500件以上に 読み替え	2,000～2,499件 ※2台運用の病院は 2,000件以上に 読み替え	2,500件以上
1台の無償提供等を受けた病院	1 台	2 台	3 台	—	—
2台の無償提供等を受けた病院	—	1 台	2 台	3 台	—
3台の無償提供等を受けた病院	—	—	1 台	2 台	3 台

※2023(R5)年4月以降に新規開設した医療機関・薬局においては、新規開設時に導入した台数が基準となります。

補助対象・補助率

「顔認証付きカードリーダー、資格確認端末の購入費用、工事費」に要した費用総額の1／2が補助されます。補助には上限額が設定されていますので、以下をご確認ください。

<補助上限額>

病院	1 台	2 台	3 台
	275,000円	450,000円	625,000円

診療所 ・薬局	1 台
	275,000円

4-1.医療機関・薬局における顔認証付きカードリーダー増設の支援 (よくある質問)

Q1. 2023(R5)年12月に、既に増設を完了しました。
その費用について、遡って支援を受けることは可能でしょうか。

A. 可能です。
令和5年度補正予算の閣議決定日の翌日(2023(R5)年11月11日)以降に生じた増設に要した費用が支援の対象となります。

Q2. 2023(R5)年10月末から2024(R6)年3月末までの期間内で、いずれかひと月でもマイナ保険証の月利用件数の総数が顔認証付きカードリーダー1台当たり500件以上であれば、対象ということでしょうか。

A. 対象になります。増設に要した費用の一部が補助されます。

4-2. 再来受付機・レセプトコンピュータ等の改修に要した費用を支援

目的

マイナンバーカード一枚で受診できる医療機関・薬局の環境整備に対する支援

概要

再来受付機・レセプトコンピュータ等の改修に要した費用を支援

支援内容

- ・ 現在でも、オンライン資格確認システムを導入いただければ、再来受付機等の改修によりマイナンバーカードを診察券としても利用することができます。
- ・ また、医療費助成の受給者証についても、デジタル庁においてマイナンバーカードによる資格確認を実施するためのシステムを令和5年度中に構築予定であり、レセコン改修により対応可能となります(並行して参加自治体も拡大していきます。参加自治体の情報はデジタル庁HP等でも公表していきます。今後の参加意向などは各自治体にお問い合わせください。)
- ・ これらの取組に必要な医療機関・薬局の再来受付機・レセコン等の改修について支援を実施します。
- ・ 令和5年度補正予算案の閣議決定の翌日(2023(R5)年11月11日)以降に生じた改修に係る費用が対象です。令和6年度診療報酬改定に伴う改修機会にあわせて、是非、ご検討ください。

期間

2023(R5)年11月11日以降に生じた改修に係る費用

参考：診察券の一体化に対応した再来受付機（医療機関での導入事例）



デジタル庁HP

<https://www.youtube.com/shorts/jITH-NUEEzM>

デジタル庁

ホーム

一般の方

行政・事業者の方

報道関係者の方

検索

Global Site

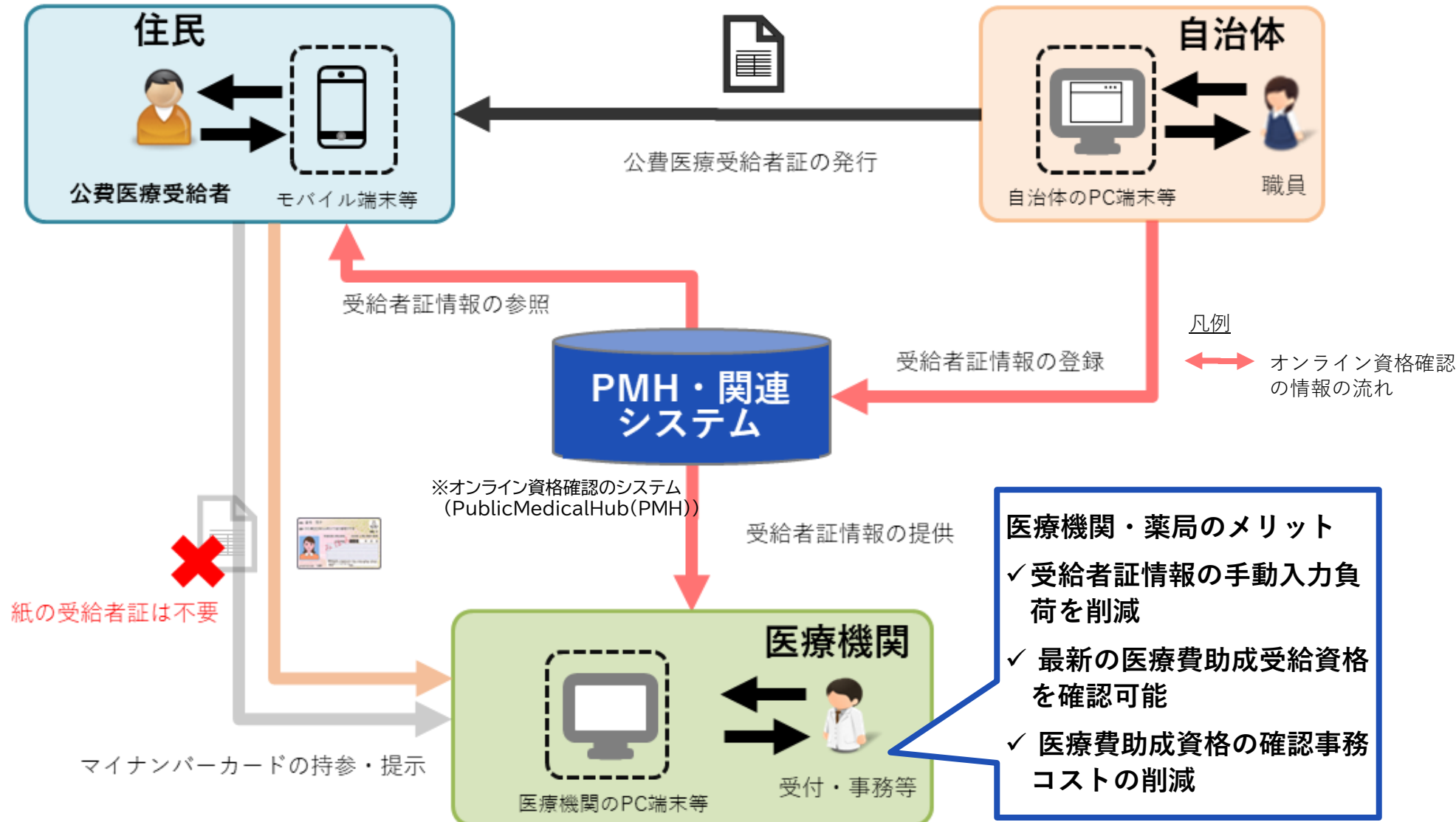
メニュー

マイナンバーカードの健康保険証利用

- 医療機関や薬局の受付に設置されたカードリーダーでの利用方法
 - 医療機関や薬局の受付に設置されたカードリーダーでの利用方法 (YouTube) [☑](#)
 - 医療機関や薬局の受付に設置されたカードリーダーでの利用方法 (PDF/1,289KB)
- (2022年7月) マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！
 - A3二つ折り版 (PDF/2,055KB)
 - A4三つ折り版 (PDF/1,355KB)
- (2022年7月) 利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！（A4サイズ） (PDF/2,197KB)
- (2023年3月) マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みはセブン銀行ATMで！（A4サイズ） (PDF/2,202KB)
- オンライン資格確認に関する周知素材 [☑](#)
 - オンライン資格確認を実施する医療機関・薬局向けに「マイナ受付」のポスター・ステッカーのデータを掲載しています。
- 医療機関で、マイナンバーカードを診察券としても利用できます！（導入している病院の事例） (YouTube) [☑](#)



参考：医療費助成の受給者証のオンライン資格確認の実現方式とメリット



4-2. 再来受付機・レセプトコンピュータ等の改修に要した費用を支援

支援内容

		受給者証 & 診察券の両方対応	受給者証のみ対応	診察券のみ対応 (診療所・病院)
診療所、薬局 (大型チェーン 薬局以外)		5.4万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)		5.4万円を上限に補助※2 (事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)
大型チェーン薬局		3.6万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその1/2を補助)		—
病院	① 再来受付機の 改修を含む	60.0万円を上限に補助※1 (事業費120万円を上限にその1/2を補助) 40.0万円を上限に補助※2 (事業費120万円を上限にその1/3を補助)	—	60.0万円を上限に補助※1 (事業費120万円を上限にその1/2を補助) 40.0万円を上限に補助※2 (事業費120万円を上限にその1/3を補助)
	② 再来受付機が ない場合	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)		28.3万円を上限に補助※2 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

補助条件

(注)②再来受付機がない医療機関でも、顔認証端末によるマイナンバーカード対応で受付登録のできるよう、レセコンを改修すれば、補助の対象となります。

※1: 2023(R5)年10月から2024(R6)年3月末までのいずれかの月のマイナ保険証の月利用件数の総数が500件以上であること

※2: 2023(R5)年10月末のマイナ保険証の利用率と比較して、2024(R6)年1月以降の平均利用率が5%以上増加したこと(注)

(注) 2024(R6)年1月以降の利用率を算出し、5%を超えた時点で申請条件を満たしたこととする。

4-2. 再来受付機・レセプトコンピュータ等の改修に要した費用を支援 (よくある質問)

Q1. 再来受付機等の改修の要件は、2-3、Q2の要件と同じですか。

A. お見込みのとおりです。

なお、2-4、Q2の要件を満たさない場合でも、「2023(R5)年10月末のマイナ保険証の利用率と比較して、2024(R6)年1月以降の平均利用率が5%以上増加※」という要件を満たしていれば、40.0万円を上限に補助されます。

※2024(R6)年1月以降の利用率を算出し、5%を超えた時点で申請条件を満たしたこととする。

Q2. 再来受付機等の改修の補助対象経費には、電子カルテや自動精算機など、診察券の一体化に関連して必要となる周辺システムの改修経費も含まれますか。

A. お見込みのとおりです。

なお、再来受付機がない医療機関でも、顔認証端末によるマイナンバーカード対応で受付登録ができるよう、レセコンを改修すれば、補助の対象となります。

5. マイナンバーカードによるオンライン資格確認 を行うことができない場合の対応

ひと、くらし、みらいのために



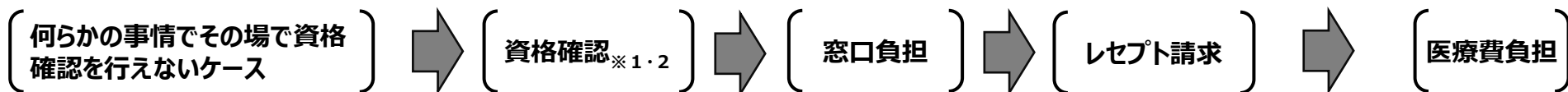
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

5. マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応(令和5年7月10日通知)

有効な保険証が発行されている方が適切な自己負担分(3割分等)の支払で必要な保険診療を受けられるようにするため、以下のご協力をお願いします。

【医療機関・薬局へのお願い】

- 被保険者番号などがわからなくても、レセプト請求を可能とするため、診療報酬請求を行うための必要な情報を患者から収集するなど、一定の事務的対応にご協力をお願いします。



1. 「資格(無効)」、「資格情報なし」と表示された場合

※ 保険者による迅速かつ正確なデータ登録を徹底し、こうした事象自体を減らします。

2. 機器不良等のトラブルによりオンライン資格確認ができない場合

(例)

- ・顔認証付きカードリーダーや資格確認端末の故障
- ・患者のマイナンバーカードの不具合、更新忘れ
- ・停電、施設の通信障害、広範囲のネットワーク障害など

【可能であれば、いずれかの方法で資格確認をお願いします】

- ・マイナポータルの資格情報画面(患者自身のスマートフォンで提示可能な場合)

- ・保険証(患者が持参している場合)

【上記の方法により資格確認できない場合】

- ・受診等された患者の皆様に、被保険者資格申立書の記入をお願いします。

※ 過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱うことが可能です。

患者自己負担分(3割等)を受領

1. 現在の資格情報の確認ができた場合は、当該資格に基づき請求をお願いします。

2. 1が困難な場合でも、過去の資格情報(保険者番号や被保険者番号)が確認できた場合には、当該資格に基づき請求をお願いします。

3. 1・2のいずれも困難である場合には、保険者番号や被保険者番号が不詳のままでも、請求を行っていただくことが可能です。

※ この場合、診療報酬等のお支払いまでに一定の時間をいただくことがあります。

- ・受診等された患者が加入している保険者が負担します。

※ 過去の資格情報に基づき請求されたレセプトや、資格情報不詳のままでも請求されたレセプトについても、審査支払機関において、可能な限り直近の保険者を特定します。

- ・最終的に保険者を特定できなかった場合には、災害等の際の取扱いを参考に、保険者等で負担を按分します。

※1 顔認証付きカードリーダーで顔認証等がうまくいかない場合には、モードを切り替えて、医療機関・薬局の職員の目視により本人確認を行っていただくことも可能です。

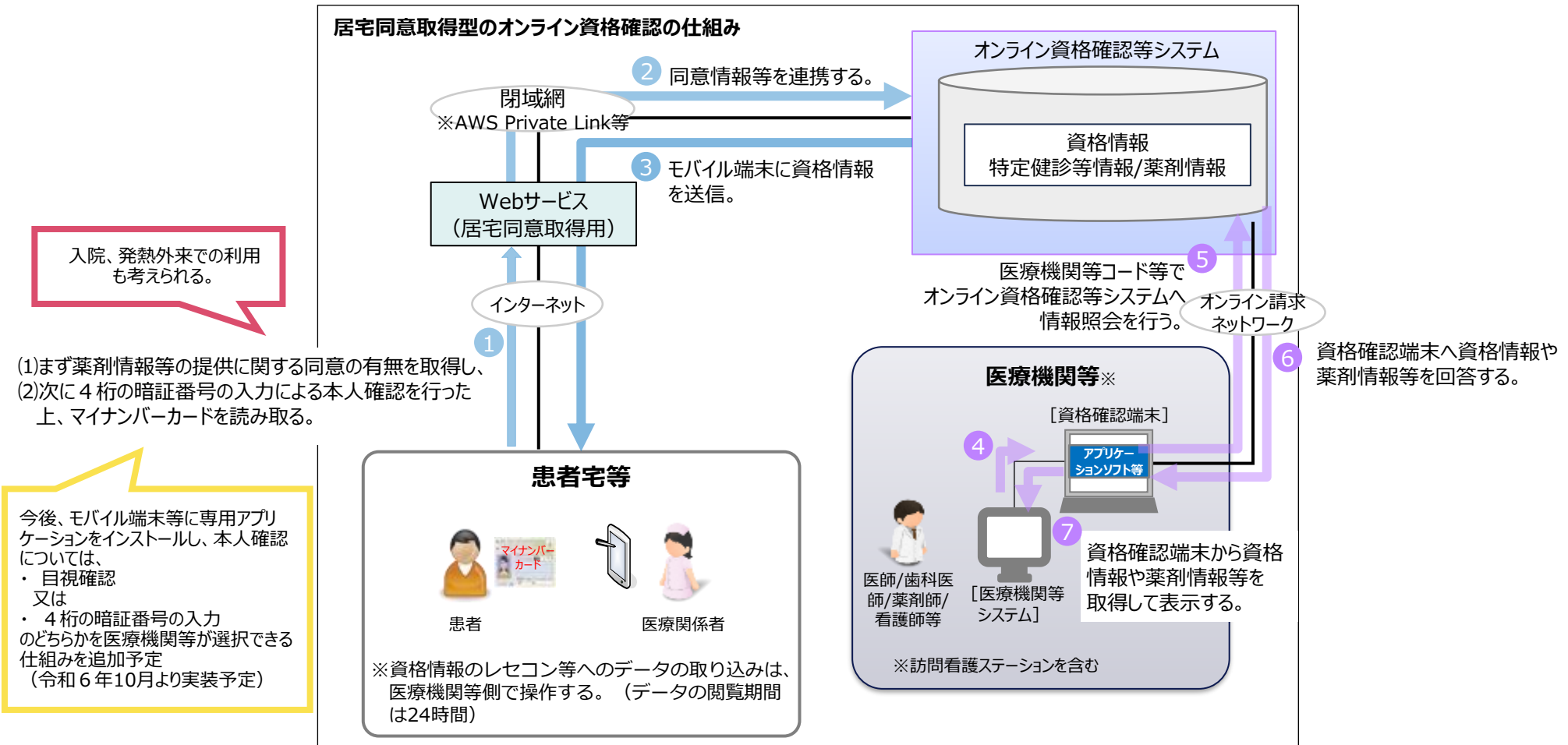
※2 その場で又は事後的にシステム障害時モードを立ち上げて、資格確認をしていただくことも可能です。

6. 発熱外来や入院時などにおける居宅同意取得型のオンライン資格確認の活用

6. 医療機関等の窓口において資格確認ができない場合の居宅同意取得型の活用について

第174回社会保障審議会医療保険部会
(令和6年1月19日) 資料

- 居宅同意取得型のオンライン資格確認は、訪問診療等の場面でマイナ保険証による資格確認を可能とするものであるが、発熱外来や入院時など、医療機関等の窓口において資格確認ができない場合においても活用が可能。



- ※ 診療／薬剤情報等の照会可能期間は、
- ・ 入院時（ベッドサイド）は、訪問診療等と同様の取扱いとし、継続的に入院医療が行われている間（患者による同意取消がなされない限り）
 - ・ 発熱外来は、外来・往診と同様の取扱いとし、同意情報登録後24時間

(参考) 事前準備① オンライン資格確認等システムの環境設定情報変更

院内での
操作

各医療機関等の管理者により、訪問診療等機能を利用可能な設定にする。

①管理者が「環境設定情報更新」のメニューをクリック

②「訪問診療等機能」を「利用する」に変更して、更新ボタンをクリック
(オンライン診療等も同様)

オンライン資格確認等システム

サンプル医療機関 管理者 ログアウト

お知らせ一覧

マイナンバーカードで確認

保険証/処方箋で確認

資格情報一括照会
資格情報一括照会結果

照会番号一括登録
照会番号一括登録結果

アカウント情報管理
アカウント管理(登録)
アカウント管理(更新)
パスワード変更

問い合わせ管理
資格確認履歴照会
医療情報閲覧履歴照会

環境設定情報管理
環境設定情報更新
テスト用データセットアップ

顔認証付きカードリーダー管理
顔認証付きカードリーダー操作

画面遷移

オンライン資格確認等システム
環境設定情報更新

サンプル医療機関 管理者 ログアウト

環境設定情報更新 ※医療機関内の共通情報 *必須項目 オンライン資格確認等システム利用規約 表示する

医療機関コード: 1234567890 医療機関名: サンプル医療機関

環境依存項目

* 利用文字コード: UTF-8

閲覧同意の利用有無(情報の利用有無)

* 手術情報: 利用する

* 薬剤情報: 利用する

* 診療情報: 利用する

* 特定健診情報: 利用する

* 特定疾病療養受療証: 利用する

電子処方箋管理サービス関連項目

* 電子処方箋利用区分: 電子処方箋+紙の処方箋併用

* 発行形態選択タイミング: 資格確認時に確認する

訪問診療等・オンライン診療等関連項目

訪問診療等・オンライン診療等の機能を利用する場合は最新の「オンライン資格確認等システム利用規約」を事前に読んでください。

* 訪問診療等機能: 利用しない

* オンライン診療等機能: 利用しない

未入力の場合は画面上部の名称となります。

更新

拡大

「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、訪問診療等機能について「利用する」を選択

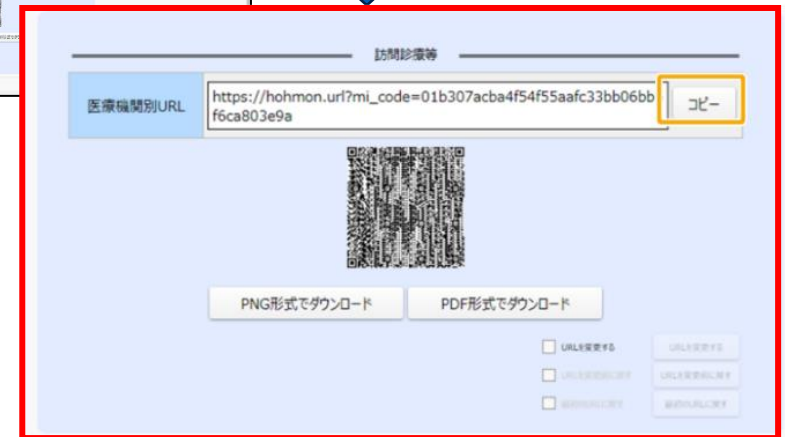
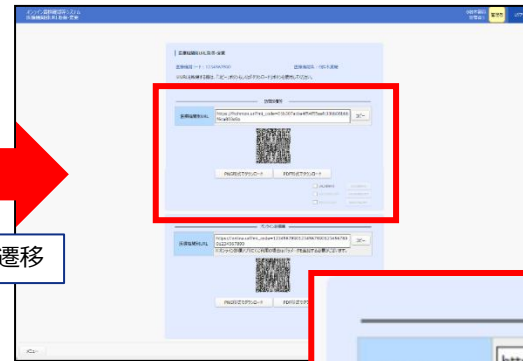
(参考) 事前準備②「マイナ在宅受付Web」として医療機関別のURLを発行

院内での
操作

「マイナ在宅受付Web」として、インターネット経由でアクセスするための医療機関別のURLを発行する。

①「医療機関別URL取得・変更」メニューをクリック

②「マイナ在宅受付Web」として、医療機関別のURLを生成し、コピーする。
(二次元コードとしてもダウンロード可能)



※「マイナ在宅受付Web」にアクセスするためのURLや二次元コードは、医療機関等コードをもとに暗号化して生成。

医療機関等の電子証明書を利用して、オンライン資格確認等システムにログインし、「マイナ在宅受付Web」に登録された同意情報をもとに、患者の資格情報等の情報取得を可能とすることにより、セキュリティを確保。

7. これまでのオンラインセミナーのご紹介

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

7. これまでのオンラインセミナーのご紹介

▶ 厚生労働省では、各医療機関・薬局におけるマイナ保険証の利用促進に役立つ動画を多数ご用意しています。ぜひこちらもお覧ください。

- マイナンバーカードの保険証利用を推進するための オンラインセミナー(令和5年10月配信)
[\(全保険医療機関・薬局向け\)マイナンバーカードの保険証利用を推進するためのオンラインセミナー - YouTube](#)
…マイナ保険証の利用促進の取組事例、顔認証等におけるシステムトラブル時の対応方法をご紹介します。
- マイナ保険証利用促進支援策等について(令和5年12月配信)
[マイナ保険証利用促進支援施策等について - YouTube](#)
…支援金や顔認証付カードリーダー増設支援等についてご説明しています。
- マイナ保険証支援金セミナー＆報酬改定のプチお知らせ(令和6年1月配信)
[マイナ保険証支援金セミナー＆診療報酬のプチお知らせ - YouTube](#)
…支援金や顔認証付カードリーダー増設支援、報酬改定(賃上げ)等についてご説明しています。

ご清聴ありがとうございました。

